



# 備えあれば憂いなし

～委任、後見、事前医療指示について～

---

公益法人・文化を配慮した介護 DeJaK友の会  
シュペネマン 望

事故、病気や高齢に伴い、生活に必要な事柄を自分で行えなくなったら...

- 家賃や電気代の支払いは？
- お役所の手続きは？
- 介護の申請は？
- 施設探しや入所手続きは？
- どんな治療がされるの？
- 手術の同意は？
- ...

→ 誰が自分のために決定し、実行するのでしょうか？  
→ その際、自分の意思や希望は尊重されるのでしょうか？

何のための備えか、ご存知ですか



配偶者やパートナーが法的拘束力のある決定を、委任状なしに本人に代わって行うことはできません

# 備えておくための制度

---



VOLLMACHT



BETREUUNG



PATIENTENVERFÜGUNG



## 任意代理委任 Vorsorgevollmacht

- 自分で選んだ人物
- 自分で指定した範囲
- 代理を委任

→ 最大限に自己決定を可能にする

- (一方的意思表示の)書面
- 財産がある場合は、公文書Urkundeが必要
- 銀行手続きのためには銀行の用意する書式
- Generalvollmachtとの違い



Betreuungsverfügung

## 後見 Betreuung

- 後見裁判所が法定代理の人物/職務範囲/期間を決定
  - 必要性の原則
  - 重要な身上監護については、裁判所の許可が必要
  - 本人の行為能力の制限はない
- ➔ 本人の意思と希望を尊重

# 委任と後見の違い

	任意代理委任	法定後見
いつから	健康な時に作成 署名と共に有効	病気や障がいのために自分の 事務の全部または一部を処理 できなくなって初めて 選任
誰が	いかなる場合も本人が希望する 人物	本人の希望を配慮して、裁判所 が選出 (家族～友人～職業後見人)
監督	なし。当事者の信頼がすべて	後見裁判所の監督下
いつまで	Über den Tod hinaus (死亡後 も)と定めることが望ましい	本人の死亡と共に終了

# 事前 医療 指示

## 事前医療指示書 Patientenverfügung

- 2009年に法制化
- 事故による脳障害、治癒の望めない病気の終末期、あるいは認知症が進み
- 自分で判断や決定ができなくなった場合に備え、
- どのような医療行為を希望するか意思表示しておく
  
- 書面にしたため、署名をして有効
- 期限はないが、定期的な更新が望ましい
- いつでも内容の変更や撤回は可能

# まとめ

---

1. 家族（配偶者、成人した子供）でも委任状がないと、本人を代理できない
  2. 信頼できる家族や友人がいない場合は、後見制度を利用（希望人物の事前指定も可）
  3. できれば日独両方の言語に不自由しない人物を選ぶ、あるいは複数に委任する
  4. あくまでも、本人の意思を尊重するための制度
- 自分の意思を家族や友人に伝えておくか、書面に残しておく

# 備えの選択肢

---



文化を配慮した介護

# DeJaK-友の会



- **De**utsch-**Ja**panischer Verein für **k**ultursensible Pflege
- 2012年設立（所在地 ボーフム）
- 会員数 220名
- 州地区：ベルリン、NRW、バーデン＝ヴュルテムベルク、バイエルン、ニーダーザクセン
- 活動：ドイツで老後を迎える日本人ための情報発信と支援（訪問ボランティア、相談）

# ご清聴ありがとうございました



公益法人・文化を配慮した介護 DeJaK友の会  
[www.dejak-tomonokai.de](http://www.dejak-tomonokai.de)  
[mail@dejak-tomonokai.de](mailto:mail@dejak-tomonokai.de)